

食育指導員活動推進事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市民一人一人が食生活において食育の取組を実践することの重要性に鑑み、地域において食に関する知識や技術の普及啓発を実践するボランティアとして「食育指導員」を養成し、その活動を推進することにより、地域の食育の活性化を図ることを目的とする食育指導員活動推進事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、京都市（以下「本市」という。）とする。

（食育指導員）

第3条 食育指導員とは、本市において地域に密着した食育活動を主体的及び継続的に展開するボランティアをいう。

2 食育指導員は、18歳以上の市民で「食」に興味・関心があり、次条に掲げる養成講座を受講した者で、本市の認定を受け、登録し、食育活動に意欲的に取り組むことができる者とする。

（養成講座）

第4条 本市は、食育指導員を養成するため、地域における食育活動を展開していくうえで必要な知識・技術に関する次の各号に掲げる養成講座を開講できるものとする。

- (1) 食育推進プランの概要
- (2) 食育指導員の役割
- (3) 食を通じた健康づくり
- (4) 京都の食文化
- (5) 食と環境問題
- (6) 食育活動の実践
- (7) その他、必要と認められる事項

2 養成講座の受講料は無料とする。

（認定）

第5条 養成講座を受講した者のうち、本市が定める規定の回数を受講した者を食育指導員として認定する。

2 認定した者に対し、食育指導員認定証を交付する。

3 認定期間は、5年間とする。

4 認定期間の満了日前に、本人の申出により、認定期間を満了日の翌日から5年間延長することができる。

(登録)

第6条 食育指導員の認定を受けた者で、地域において食育指導員として活動する場合は、自らの連絡先や活動範囲等について、別に定める登録票を本市に提出しなければならない。

2 食育指導員は、登録内容の変更が生じた場合や、活動を休止、再開、辞退する場合は、別に定める届出を速やかに本市に提出しなければならない。

(食育活動の報告)

第7条 食育指導員は、食育活動の実績について、別に定める報告書にて年2回本市に報告する。

(認定の取消)

第8条 食育指導員として不適切であると認められる場合は、認定を取り消すことができる。

(活動の推進)

第9条 本市は、食育指導員の活動の推進を図るために、次の各号に掲げる事項について実施する。

- (1) 食育指導員の広報
- (2) 食育活動に係る傷害及び賠償責任補償への加入
- (3) 食育指導員連絡会の開催
- (4) 食育指導員の資質の向上に必要な研修
- (5) 活動報告会の開催
- (6) 地域食育活動事業の一部委託
- (7) 活動に関する相談等、円滑な食育活動のための支援
- (8) その他、食育指導員活動の推進に必要と認められる事項

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、健康長寿のまち・京都推進担当局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、食育指導員養成事業実施要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。